

宗教的植民地化の断章

―在日英米聖公会主教管轄権問題―

大江 満

はじめに

ベルリン会議のアフリカ分割から一〇年後の一八九四（明治二七）年、欧米列強から不平等条約を強いられ、きた明治日本は、幕末以来念願であった不平等条約の改正を五年後に実施するとの締結に成功した。この一八九四年は、また、英米聖公会の在日ミッシヨンが、かれらの日本伝道地をアフリカのように分割した年でもあった。一九世紀末、日本が対欧米列強劣勢の外交を挽回したとき、大英帝国をはじめとする欧米由来の外来宗教は、日本領土を宗教的に植民地化したのである。

そして、同年に開戦した日清戦争で日本がアジアの覇者中国に勝利し、台湾を植民地化すると、日本聖公会に

おける日本人の自主伝道は、日本国内から「新領土」台湾に弾き出されることになった。それは、日本人による国内自主伝道の権限が、日本聖公会の諸地方部管轄権を所有する外国人主教によって掌握されたからである。それ以来、一九二三年に設立された東京・大阪の日本人主教管轄区（東京教区・大阪教区）をのぞく日本聖公会諸地方部は、各英米ミッシヨンに管轄されつづけ、戦後もそれは、傘下の日本人によって旧ミッシヨン帰属の教区制度として踏襲されて、現代におよぶ負の遺産を抱えることになった。本稿は、こうした事態をもたらした明治期の在日英米主教管轄権問題について考察する。

一 英米主教管轄権問題の暫定解決

米國聖公会の先行と伝道主教の日本在住

一八五九(安政六)年に日本最初のプロテスタント宣教師のひとりとして来日した米國聖公会内外伝道協會(Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA: 以下DFMS of PECUSAと略記)派遣宣教師C・M・ウィリアムズ(Channing Moore Williams)は、日本伝道を管轄していた同派初代中国伝道主教W・J・ブーン(William Jones Boone)の逝去により、六五(慶応元)年に第二代中国・日本伝道主教に選出され、帰米した六六(慶応二)年に主教として接手を受けた。六八(明治元)年初頭に中国に帰任したウィリアムズは、六九(明治二)年に主教在任地を武昌から大阪に移転し、七四(明治七)年には日本伝道専任の伝道主教(江戸伝道主教)となり、以後辞任する八九(明治二二)年まで、米國聖公会の日本伝道を管轄した。

最初の英國教会(聖公会)系CMS (Church Missionary Society: 英國伝道協會)宣教師ジョージ・エンソー(George Ensor)は六九年に長崎に来日して東山居留地五番のウィリアムズ宣教師館を譲り受け、七三(明治七)年にはC・F・ウォーレン(Charles Frederick

Warren)が大阪に入り、七四年にはジョン・パイパー(John Piper)が東京入りしたが、いずれも米國人ウィリアムズの後続経路であった。

最初の英國教会(聖公会)系SPG (Society for the Propagation of the Gospel: 福音宣教師協會)宣教師A・C・シロー(Alexander Croft Shaw)とW・B・ライト(William Ball Wright)は、七三年九月に米國聖公会宣教師C・H・ノートン(Charles Howard Newman)と同船で同時に来日し東京入りしたが、その前年には米國人ウィリアムズが東京視察をおこなっている。東京では米英聖公会三ミッションの宣教師が混在することになったため、東京在住の英國人宣教師は本国の許可を得て「自分のあいだ」異國同系教派の東京在住米國人主教のもとで協力関係をとるが^①、初期聖公会ミッションの日本伝道はいずれも米國が先行したのである。

遣日英國人主教の不在と任命要望

在日英國人主教が不在であった在日英國人宣教師の管轄権は、英國教会の香港ヴィクトリア教区主教に帰属していたが、その日本訪問は船旅で片道一週間を要するため、三・四年に一度の頻度であった。このため在日英國人宣教師は英國人主教の任命をつよく要望し、在日米國人主教のウィリアムズもその必要性を認めていた^②。こ

うして、一八七八（明治一一）年に訪日した第三代ヴィクトリア教区主教J・S・バードン（John S. Burdon）は、CMSとSPGの両主事に、遣日英国教会主教について協力しよううながし⁽³⁾、英国人主教の日本派遣問題が起動することになった。

しかし、英国サイドには問題があった。遣日英国人主教の俸給支援と帰属問題である。SPGはバードンの指示どおり、CMSと協力してカンタベリー大主教が選ぶ遣日主教に責任をもち、主教給与を分担することに同意していた⁽⁴⁾が、CMS主事ヘンリー・ライト（Henry Wright）はCMSの主教単独指名と単独資金負担を譲らなかったからである⁽⁵⁾。英国サイドはこのふたつの問題を未決にしたまま⁽⁶⁾、七九（明治一二）年春、米国サイドと英国人主教の派遣に関する折衝を、SPGを窓口としては始める。

聖公会主教の海外同一伝道国での管轄権問題については、六七（慶応三）年の第一回ランベス会議（一〇年に一度の全世界の聖公会主教会議）で、すでに新伝道主教区（新伝道主教の聖別）が提案される場合は、英米および関連主要主教に通告することと決議されていたが、七八年の第二回会議では決議報告書第二部決議第八一四項⁽⁷⁾がより詳細に言及したため、SPGと米国サイドはともにこれを尊重することにした⁽⁸⁾。とくに、中国、日

本、西アフリカのように、おなじ国で聖公会の二主教が働いている場合、各主教は同国人聖職とその外国人改宗者とその教会を統制すべきという決議九項と、両教会とも、将来、別の聖公会主教によってすでに占められている地区や町に主教や宣教師を派遣することは、非常に望ましくないとの第一三項などが留意された。

米国聖公会の排他的管轄地域分割案と現地の反応

一八七九（明治一二）年春にSPG主事ヘンリー・W・タッカー（Henry W. Tucker）から打診をうけた米国サイドでは、米国聖公会の交渉担当（正式には一八八〇年の米国聖公会総会で委託委員会主事として任命）となった主教会常設外国伝道委員会議長のオハイオ教区主教G・T・ベデル（Gregory Thurston Bedell）が、これをランベス会議の決議事項を実行する好機とし、米国の主教は東京主教、英国の主教は大阪主教という排他的な管轄地域分割を、同年七月二六日付のウィリアムズ書簡経由でSPG主事に提案した⁽⁹⁾。

しかし、現地の日本ではこの米英間の排他的地域分割案は不評であった。まず、米国人主教ウィリアムズ自身がこれに疑問を表明した。CMS宣教師が地域的制限にとどめられたり、米国人主教の管轄に入る計画には同意しない見込みがつよく、カンタベリー大主教はCMSの

同意がなければ動かないため実現困難の見通しであること⁽¹⁰⁾、またウィリアムズ個人の消極的理由として、日本では現在、東京・大阪の両地域で米・英ミッションが混在して活動しているため、管轄地の排他的地域分割を断行すれば、好むと好まずにかかわらず、移転先の事業を後継しなければならず、そのために不足の宣教師の派遣と資金調達が強いられ、管轄地交換時に両ミッション保有資産の換算に坎する公正な基準も必要となる。そして、実際に生じる東京と大阪での具体的諸例を列挙し、現実的に弊害があるとの問題を指摘した⁽¹¹⁾ウィリアムズは、さらに、SPG宣教師ライトやCMS宣教師パイパーらの東京在住の英国人宣教師と横浜の英国教会チャプレンの否定的反応も伝えた⁽¹²⁾。英国人にとって、この排他的地域分割案は、米国人が管轄権をもつことになる東京から撤退を強いられるか、または東京に残留するならば米国人主教の管轄下に入らなくてはならなくなり、徹底して不評だったのである。

こうした現地の反応を知った米国外サイドのベデルは、管轄地域分割案の限界を認知し、七九年九月二九日のSPG主事宛で、この問題がランベス会議の指針に沿って考慮され、たとえ地域管轄が各在日主教に与えられなくとも、同じ市で同等の権威をもつ同教派の米英二主教の職務を、日本人信徒が証言しない必要性を最大の関心

事として留意することを表明し、米国外サイドはこれ以上行動を試みないとして、英国の反応を待つことにした⁽¹³⁾。

英国二伝道協会間の調整と排他的地域分割案の踏襲

英国サイドでは、SPG常置委員会が一八八〇（明治一三）年一月にカンタベリー大主教と会見し、英国人主教は二伝道協会に支援されるという推薦が認可されたため、当初からの未決問題だった遣日主教の帰属・俸給問題の解決の糸口をつかむが、英国人主教は大阪を拠点とするとの立場とその認可は、七九（明治一二）年秋に米国外から地域分割の限界を通知された内容に対応したものではなかった⁽¹⁴⁾。他方、主事ライト他界のためこの問題を放置していたCMS⁽¹⁵⁾は、七九年秋から遅れること一年半後の八一（明治一四）年三月、名誉主事F・E・ウィグラム（Fred E. Wigram）が大主教テイター（Archibald Campbell Tait）と会見し、その覚書をSPG主事へ送信するが、その内容は、遣日主教はCMSが単独で支援するといふもので、大主教が一年二か月まえに意思統一したSPGとの協調を認めず、英国人主教の在住地も大阪拠点という米国外と現地日本への対応に欠ける内容であった⁽¹⁶⁾。そこで、SPG常置委員会は八一年四月、あらためて大主教テイターに対応策を建言し、遣日主教の俸給・帰属問題は二伝道協会で分担・協力し、正しい思考と幅

広い学識が求められる人物の選出は大主教に委任すると、米国サイドとの管轄権問題では、東京・米国・大阪・英国という排他的地域分割をすれば、東京在住の英国人宣教師は米国人主教的の管轄下にある日本の地から移転するか、全員米国人主教的のもとにおかれるかであるが、SPGはこの場合SPG宣教師を米国人主教的のもとにおくことになんの支障もないとの見解を表明し⁽¹⁷⁾、事態の進展をはかった。CMSが八一年六月に大主教に表明した立場は従来と変わらないものだったため、大主教は同年一二月、遣日主教的の特定伝道協会の候補指名は望ましくなく、経済支援はSPGと折半すること、今後とも米国の正式交渉をとおしてこの件について承認を得ることが必要であるとCMSに通告した⁽¹⁸⁾。これで、ようやく英国人主教的の帰属・資金問題は決着をみたが、米国の管轄地域分割案は停滞したままであった。

排他的地域分割案の座礁

一八八一（明治一四）年七月初旬の在日米国宣教師会議は、東京・大阪のどちらの管轄権の放棄も望ましくないと決議し⁽¹⁹⁾、八一年末・翌年始の在日SPG宣教師会議と八二（明治一五）年六月下旬の在日CMS宣教師会議でも、主教管轄区の分割と、米国聖公会伝道主教的が江戸伝道主教的と名乗ることに反対した⁽²⁰⁾ように、米英とも

に現地の在日宣教師は、本国教会權威の安直な管轄地交換による、米・英教会間での排他的地域分割案にはあらためて拒否反応をしめた。

管轄権の地域分割の限界を熟慮しないのは、英国二ミッシンだけでなく、米国ミッシンの実務機関である米国聖公会内外伝道協会外国委員会（Foreign Committee）も、おなじであった。ウィリアムズとベデルが七九（明治一二）年九月に表明していた排他的分割案の困難性を、再度八一年七月―九月の一連のベデル書簡で指摘されていたにもかかわらず、外国委員会はその可否判断すらせず、交信の続行をベデルに要請するだけであった⁽²¹⁾。この問題が登場した当初からベデルの指示を追認するだけであった外国委員会が⁽²²⁾ようやく動いたのは、主事総代J・キンバー（Joshua Kimber）を渡英させて、SPG、CMS両主事とこの問題を協議してからである。

キンバーの理解では、もし米国が大阪から撤退しても、東京にひとりしか宣教師をもたないCMSがかならずしも東京から撤退するかは不明であったため、ランベス会議議事録第九項に沿ってどちらも東京や大阪から撤退しないという調整が現実的であると、排他的地域分割案の限界を悟り⁽²³⁾、八二年四月の外国委員会はこの見解を採用、五月にこれをベデルに伝えた⁽²⁴⁾ことで、米国の教会權威が最初に提案した排他的地域分割案は断念され、ウィ

リアムズが望む方向で解決案が託されることになった。七九年七月二六日の書簡でウィリアムズがキンバーに伝えていた管轄権の地域分割案の限界を、ベデルは二か月後には悟ったが、外国委員会は三年後によく理解したのである。

ウィリアムズ私案採用の解決案

―排他的管轄地域分割の回避―

そこで、ウィリアムズは一八八二（明治一五）年六月二二日の書簡で問題解決のための私案を外国委員会に送付した。それによると、米英教会とも大阪から撤退することには不本意という現状を考慮し、主教在住地を同一地に重複させないため、米国人主教は東京に在住し、英人主教は長崎に在住することで、大阪在住主教はなしとし、主教管轄地を排他的に地域分割しないこと。大阪と京都を英米いずれかの独占管轄地とせず、両ミッションが自由に行くことができる共通伝道地とすること、という内容であった⁽²⁵⁾。

外国委員会よりも先にこの案をウィリアムズから送信されていた米国聖公会委託委員会主事ベデルは、一〇月四日の書簡でウィリアムズ私案を全面的に採用することを外国委員会に伝え、さらに、ウィリアムズ私案を聖公会伝道主教管轄権問題の基本原則に拡大して、1―聖公

会諸教会の各伝道主教は別々の地に在住すること（一都市に二名の主教はいないこと）、2―管轄権は地域でなく、主教自身のミッション（事業）の統括とすること、3―主教の名称は市代表の主教（Bishop of）ではなく、市在住の主教（Bishop in）とすることを提言した。これを受信した外国委員会は同年一〇月一〇日、ウィリアムズ私案に完全に同意し、かれの六月二二日書簡の全文をそのまま外国委員会の推薦事項として採択した⁽²⁶⁾。そして、日本について、1―在住地は、米英伝道主教の在住地を同一地に重複しないこと。2―管轄権と監督は、相互の事業と調整の方法を在日米英主教に委任し、管轄権の確執や混乱を避けること。3―在住の調整は、米国人主教は東京、大阪と京都を米英共通の伝道地とし、この二市で主教は在住しないこと、というウィリアムズ私案にもとづく三項目をCMS側に提示することにした⁽²⁷⁾。英人主教の在住地に関しては、CMSが当初長崎か大阪としていたが、東京・大阪・京都以外からであれば、英国サイドが選択できるようにあえて言及されていない。これは一〇月二八日付書簡でベデルからSPGとCMSに送信された。

英国教会初代日本主教の来日

この米国案にSPGは問題なく、CMSは一八八二

(明治一五) 一月二十九日に名誉主事ウィングラムの名で、米國提案の三項目に黙従する意志があること、英国人主
教在住地は大阪から近距離の神戸とすることで米國と合
意するとベデルとキンバーに表明し⁽³⁸⁾、米國では八三年
一月の外国委員会での合意が報告された⁽³⁹⁾。こうして、
八三(明治一六)年七月三日には、カンタベリー大主教
エドワード・ホワイト・ベンソン (Edward White
Benson) が、英国人主教在住地として正式に神戸合意
をベデルに伝え、英国教会遣日主教に元インド派遣CMS
宣教師アーサー・W・プール (Arthur William Poole)
を選び⁽⁴⁰⁾、同年一〇月に聖別されたプール⁽⁴¹⁾は、一二月
一三日に横浜に到着した。こうして、英国人主教の日本
派遣を打診した七九(明治一二)年春から五年ちかく経
過した八三(明治一六)年末、日本に米英聖公会の主教
がそろふことになったのである。

来日したプールは在住地に神戸を選択する一方、東京
在住の英国人聖職が米国人ウィリアムズの管轄権に移譲
される方法として、東京在住の英国人聖職がCMS、
SPG関連の日本人へ信徒接手する場合は、東京在住の
米国人主教ウィリアムズから特別認可証を得るとの現地
調整を、八四(明治一七)年一月ウィリアムズとの間で
おこなった⁽⁴²⁾。だが、プールはインド派遣時代に患った
病氣療養のため滞英中に主教に任命されていた経緯があ

り、滞日わずか一〇か月で離日を余儀なくされ、カリフォ
ルニアでの転地療養後の八五(明治一八)年に帰英した
プールは、同年七月就眠した⁽⁴³⁾。この訃報に接したウィ
リアムズは米国のキンバーに宛てて「かれは主教職に立
派に適していましたので、たいへん惜しまれることでは
う」と、「日本ミッションの損失」に言及し、追悼の意
を表した⁽⁴⁴⁾。

二 英国教会第二代日本主教の

協定違反と日本分割

東京在住英国人聖職の管轄権再調整

プールの後任は、おなじく元インド派遣宣教師のエド
ワード・ビカステス (Edward Bickersteth) である。
一八八六(明治一九)年二月に主教接手を受け、同年四
月に来日したビカステスは、五月にさっそく、ウィリア
ムズとプールが合意したものの、母教会権威の批准ま
えであった東京在住の英国人聖職の管轄権問題の再調整を
要請した⁽⁴⁵⁾。ビカステスによると、将来も東京では英国
系の日本人聖職候補生が米国の法規に同意しなければな
らず、英国人聖職は日本人の仕事に関しては米国人主
教の認可証を必要とし、英国人信徒の堅信や英国人聖職候
補生への仕事に関しては英国人の認可証を必要とする二

重管轄権の問題が予想されたからである。この問題を米国の公式機関にもたらずよう要請⁽³⁶⁾してもいいかと依頼されたウイリアムズはこれを認め、東京在住の英国人宣教師が神戸在住の英国人主教の管轄を受ける道をひらくことにしている⁽³⁷⁾。このとき、ビカステスはさらに、在日英国人主教の東京在住の可能性にも言及し、同意を求めるが、この問題は本国の教会権威によって解決済みであり、再考を望むなら公式機関に通知してもいいとウイリアムズに指摘されたため、これを取り下げている⁽³⁸⁾。

ただ、ウイリアムズは本国関係者には、もし米国聖公会が必要とされる第一級の教養者や大学称号保有者を恒常的に派遣できず、教養豊かな大学関係者の奉仕を得ることができる英国人主教を東京から閉め出せば、他派が東京に宣教師を注入している現状を考慮すると「貧弱な政策」であり、在日長老・改革系ミッションがみな合同し、日本人信徒の日本基督一致教会と日本組合基督教会が合同計画を論議しているとき、英国人主教は東京在住の英国人宣教師に管轄権を行使すべきでないとの協定に固執するなら、米英聖公会の合同途上への障害となるため、英国サイドの修正要請を認めるように要請した⁽³⁹⁾。そして、八六年七月、全聖公会主教に教育宣教師の日本派遣を要望する米・英在日主教共同書簡を、世界に発信した⁽⁴⁰⁾。

日本聖公会の成立と分裂のはじまり

管轄権問題における英国教会への米国聖公会の現地責任者ウイリアムズの配慮もあって、一八八七(明治二〇)年二月に米英聖公会系三ミッションは日本人教会設立のために合同し、日本聖公会が成立した。伝道・教育事業での米英ミッションの協働気運は日本人にも波及し、同年九月の日本聖公会第一回東京地方会では、議案として米英共同の英学校が米英ミッションに要望され、英国系日本人聖職も英米共同の合同神学校を要望し、東京での米英間での協働事業の展開がよく望まれていた。すでに東京の築地居留地には米国聖公会の立教学校、立教女学校、三一神学校があり、この既存の機関に英国サイドの人材・資金との合同合併を前提とした、より強力な聖公会系教育機関の実現が期待されたのである⁽⁴¹⁾。

ところが、ビカステスは米英教会権威機関の了承なしに、八七年、一方的に東京在住を敢行して、八二(明治一五)年に合意されていた、英国人主教は神戸在住という米英教会権威批准の協定を破棄する行為をしたのである。日本聖公会組織成立と同時にじまる分裂の兆候であった。それは、米英共同での英学校と神学校運営が望まれていた英国サイドの東京での新規事業を、ビカステスが英国ミッション単独の事業として展開させたことで、

よりいっそうあきらかとなる。しかも、八二年の米英間の協定での英国サイドの当事者は、SPGとCMSであったため、ピカステスは東京に移転すると、英国からの資金援助による私的ミッションとして聖アンデレ传道団を組織し、伝道事業、神学教育、八八(明治二一)年創設の聖安得烈英語夜学会(のちに聖アンデレ学院英語部)での英学教育、慶應義塾での教育事業を展開、さらに女子の聖ヒルダ传道団を組織し、教育、神学教育、孤児・職業訓練、医療事業などを展開、八七年に香蘭女学校、八八年に聖ヒルダ神学校を開校させた。また、著名な日本の政界・財界・学界人を創立委員とする女学校に英国人女性宣教師を教員として斡旋するよう依頼されると、八八年、自由に学内伝道をする条件に東京女学館が開学された⁽⁴²⁾が、これらはすべて、米英共同の教育機関ではなく、英国ミッション単独の事業として管理運営されていた。こうして、東京にはふたつの聖公会系英学校、女学校、神学校が林立することになったのである。

ピカステスは日本聖公会が成立した一八八七年、香港ヴィクトリア、中国中部、中国北部、日本という四つの教区を統合し、単一の中国・日本管区を形成すべきだと、カンタベリー大主教ベンスンに提言した。そうすれば、かりに日本人主教が誕生したとしても、日本人主教だけが独立した組織は作れなくなる、というのがかれの狙い

だった⁽⁴³⁾。この管区構想は大主教によって拒否されたが、ピカステスは米国ミッションとの協働事業も、将来管轄権をもつ日本人主教による日本人独立教会も望んではいなかったのである。日本聖公会史や日本聖公会論において、日本聖公会組織設立にもっとも貢献した人物として美化されてきたピカステス⁽⁴⁴⁾により、日本聖公会は設立と同時に分裂の歴史を刻みはじめたのであった。

英米ミッションの日本分割 ―ピカステスとヘアの覚書―

一八八九(明治二二)年にウィリアムズが二三年間在任した日本伝道主教を辞任すると、米国聖公会は九二(明治二五)年までに、その後任として本国の聖職四名をつぎつぎに選出したが、いずれも辞退されたため、九三(明治二六)年に在日宣教師ジョン・マキム(John McKim)が第二代日本伝道主教(東京主教)として着任するまで、米国の日本ミッションは統括者不在のまま四年もの歳月が流れた。この間の九一(明治二四)年三月から七月までの四か月間と、九二年一月から三月までの間の六週間、米国聖公会主教会外国伝道委員でサウス・ダコタ伝道教区主教(元外国委員会主事)のウィリアム・ホバート・ヘア(William Hobart Hare)が短期限定の日本管理業務の特使として訪日した⁽⁴⁵⁾。

そして、ウィリアムズの辞任から約二年後の九一年七

月、英国人主教ピカステスはこの機を逃すことなく、最初の訪日である特使ヘアとの間で内密に覚書を取り交わした。それは、日本伝道区を英米ミッションの間で地域分割する協定である。内容は英米両主教の東京在任と、それにとまなう東京二分割、および日本全土の二分割であった。東京分割は、米国が本郷区、神田区、麹町区の一部（英国領事館以北）、日本橋区、京橋区の一部（久安橋の東、紀の國橋以南）、および以上の区の以東にある地を含有し、英国が小石川区、牛込区、麹町区の一部（米国管轄地域を除く）、京橋区の一部（久安橋と紀の國橋の以北）、芝区、および以上の区の以西にある地を含有すること、大阪は従来どおり当面の間は英米共通地としながらも、日本本土は、米国が武蔵・上野・越後の西境線から本州の以東と以北にある地（安房・上総・下総・東京西南の武蔵は除く）と、若狭・山城・河内の西境線から越中・飛騨・美濃・尾張の西境線までの地域とし、それ以外の地域を英国が管轄するものとしたのである⁽⁴⁶⁾。

一〇年まえの八二（明治一五）年、ウィリアムズ私案にもとづいて米英両教会権威によって合意された地域分割の回避と、米英二主教の在任地を一都市に重複させないという日本を最初の事例とした海外伝道管轄権の原則は、ウィリアムズ辞任の二年後の九一年、このように崩壊したのであった。しかも、これは九一年四月の日本聖

公会第三總會直後に、日本人には極秘でおこなわれていた。そのため、英米教会のこの地域分割は日本人聖職信徒を激怒させることになる。

日本人信徒の誌上批判と第九回東京地方会の紛糾

一八九一（明治二四）年八月五日の米國聖公会系月刊誌『公会月報』第一号（編集地東京）で、岩佐琢蔵は「英米両派の伝道区分画に就て」と題した小文を寄稿し、誌上批判を展開した。ピカステスとヘアの「覚書」直後には「正確な情報入手した岩佐は、「怪報を得たり」「驚き且つ怪み」「此無要有弊の画策」と非難調の疑念を提起し、「吾人其画策が、何の目的に向て必要とせられ、何の方法に依りて実行せられ、又た何の時に於て発表せらるるやは、得て知る所に非ざれども、何にせよ、是よりして英米の大分離を促すや疑いなきことなり」と憤慨した。かれの批判は聖公会の一致結束を妨げる悪影響に重点がおかれているが、日本聖公会を「英米を以て律すべからず」と、同教会が日本人の教会でなく、英米教会の日本支部と化している現状批判も捕捉した⁽⁴⁷⁾。

そして、九四（明治二七）年一月一六―一七日、東京の芝聖アンデレ教会で開催された日本聖公会東京地方部第九回地方会は、「覚書」にもとづく英米伝道地域分割と東京地方部主教の問題で大荒れとなった。第九回地方

会は、米英主教二人、米英宣教師一〇人、米英系日本人聖職代議員九人、日本人認可役員一人、日本人信徒代議員二十七人⁽⁴⁸⁾で、発言しながら名簿不記載の日本人聖職をくわえると、総勢六〇人が集まっている。米国系日本人聖職信徒は「覚書」による東京分割の廃止を求め、第七号議案として「伝道区画撤去の議」を提起し、さらに東京地方部主教は当然ウィリアムズの後継者のマキム主教であるとの第九号議案「東京地方部監督後任ノ議」を提起した。

地域分割の撤去を請願した第七号議案は難なく可決された。別の地域分割でなく、地域分割自体の撤廃を求めたこの議案は、英米系を問わず大多数の日本人に支持されたのである。紛糾したのは第九号議案であった。米国系日本人ほど伝道上の障害に鋭敏でなく、米国人主教の管理下におかれることへの不安のある一部の英国系傘下の日本人聖職は、討議自体の延長再議や中止を求めることで英国ミッション側の弁護にまわるものの、いずれの動議も否決され、討議は基本的に、追及鋭い幾多の日本人代議員の質問をピカステスがなんとかかわすという進行になった。八二（明治一五）年の米英教会権威合意の協定違反、七八（明治一一）年のランベス会議決議の軽視、九一年の「覚書」における地域分割の秘密協定など、ピカステス非難の対象となるもの多く、議論百出であつ

たが、結局、討議後、第九号議案は、一地方に二名の主教をもたないという修正案第一項と、東京主教はウィリアムズの後任主教マキムであるとの修正案第二項に代替されて、採決されることになった。

聖職と信徒に分けて採決するという英国系代議員の飯田栄二郎の発言があり、第一項は聖職・信徒票ともに可決されたが、とくに紛糾した第二項にかんしては多数派意見が退けられるという異例の決着となった。信徒側の大多数が修正第二項に賛意を表していた情勢下、「是ハ多数ニ依リテ決スベキ事件ニ非ズ」との見解にもとづいた信徒票採決の見送りをはかることで、結局、信徒の採決は実施されなかったからである。宣教師では英国人六人に米国人四人、日本人聖職代議員では英国系六人に米国系三人のため、聖職代議員のみで票決すれば英国が優勢であった。つまり、宣教師をふくめた聖職代議員側で多数派となる英国サイドが、弁明を強いられて不利な状況からの巻き返しになんとか成功し、この急場をしのいだのであった。この五日後の一月二日にマキムは、この第九号議案またはその修正案第二項にかんして「信徒票は大多数この決議に賛成でしたが、それは多数派の英国人聖職の票決によって否決されました。もし票決が聖職信徒（無作為）でおこなわれていれば、それは通過したでしょう」と本国に報告している⁽⁴⁹⁾。

第二代米国人主教の不満

一八八七（明治二〇）年に成立した日本聖公会における地域設定の経緯をみると、八七年の創立総会では、便宜上近接した地方に地方会を暫定的に制定し、八九（明治二二）年の第二総会でその区域制定は主教と日本聖公会常置委員仮託となり⁽⁶⁰⁾、九一（明治二四）年四月の第三総会で常置委員議定として、東京、大阪、熊本（九州）、函館（北海道）の四地方部が設定されていた⁽⁶¹⁾。英米聖公会ミッションの管轄からすると、九州と北海道はC M Sの独占伝道地であったため問題はなく、便宜上、本土を東京と大阪の二地方に分けたのであるが、東京と大阪のどちらにも米英宣教師が存在しているため、米英いずれかの独占管轄地が決められたわけではなかった。九一年七月のピカステスとヘアの覚書は、この日本聖公会第三総会直後に、日本人には内密で東京をふくむ日本本土を分割したものであった。

覚書から二年半後の九四（明治二七）年一月二二日に、九三（明治二六）年着任直後の米国聖公会第二代日本伝道主教マキムは、日本聖公会第三総会が設定した四地方部の区域は、自然で便利であり、こうした地方部が管轄されるときは、その分割は都会というより府県単位の線引きになるであろうと評価する一方、九一年の覚書にも

とづく地域分割を肯定するよう望む在日米国ミッション関連の聖職は、米国人・日本人を問わず一人もおらず、この協定のため米国サイドの事業拡張はすでに支障をきたしている、本国に報告した⁽⁶²⁾ほど、この覚書は日本人だけでなく米国側にも不評であった。

三 第二次英米主教管轄権問題

米国聖公会の立場

マキムはさらに同書簡で、日本人が是正を要求したピカステスとヘアの覚書の問題を解決するために予想される英国人主教の出かたを報告し、米国サイドの立場の確認を本国にもとめた。マキムはふたつの解決方法が予想できるとした。ひとつは英国人主教ピカステスが大阪地方部（大阪、京都、奈良）管轄となり、米国人主教マキムが東京地方部を管轄し、英米の事業を交換すること。もうひとつの蓋然性としては、ピカステスが日本聖公会に臨時総会招集を望み、東京と大阪をそれぞれ分割して、新しい二地方部の設置を求めることである。後者の場合、米国は東京から本州北端の東北までの北東京地方部と、現在米国ミッションが働いている大阪（市内からは撤退）・

京都・奈良をふくむ京都地方部の二地方部をもつことになるとし、本国の態度表明をうながした⁽⁶³⁾。これに対し、

米國聖公会総裁主教ジョン・ウィリアムズ(John Williams)は、1—日本聖公会が決定した教区形成への道をひらく日本の四地方部を黙認すること。2—教会法、七八年のランベス会議の決議、八二年の米英教会權威の合意にもとづき、東京に一人以上の主教在任に明確に反対すること。3—四地方部の聖職は全員当該管轄主教の下に入ること、財務問題は将来の總會決議か相互の合意の問題となることの三点を指摘し、「ビカステスの東京在任はひとつの不法占有であり、八二(明治一五)年の米英教会權威間の合意も無視したもの」⁽⁵⁴⁾とのマキムの指摘をふまえ、英國人主教の東京在任は認められないとの私見も明示した⁽⁵⁵⁾。

在日英米主教の交信

ビカステス・ヘアの覚書の調整代案として、三つの計画をビカステスに打診していたマキムは、一八九四(明治二七)年二月八日ビカステスが一定の条件によっては東京撤退の意思があることを本国に報告し、翌日の書簡ではビカステスに大阪地方部の排他的管轄権があたえられ、マキムに東京地方部の排他的管轄権があたえられるとの結論に双方とも達したと報告した⁽⁵⁶⁾。

ところが、ビカステスは二月一七日の返信で、三つの計画のうち第一の計画を選ぶとし、その場合、英米間の

選択は、一定の修正をくわえてビカステス・ヘアの覚書にもとづく事業を継続するか、英國—大阪、米國—東京それぞれ単独の管轄権をもつかになるとした。このときビカステスは、東京地方会議長の職権を米國人主教に譲り、年間かなりの時期を大阪で過ごす⁽⁵⁷⁾と明記してもよいとしながら、東京での英國の管轄権を断念する気はなく、依然として、前者のビカステス・ヘア間の旧「覚書」の範疇に執着したのである。しかし、その場合でも教会權威間の合意が必要のため、ビカステスは、もしマキムが望むなら一月三〇日の書簡でビカステスがマキムに言及した別の案を、米英の母教会とそのミッションに推薦する用意があるとも述べた⁽⁵⁸⁾。それが、マキムが一月二二日の書簡で予想していた東京・大阪の二地方部をそれぞれ地域的に二分割する案であった。

これに対し、マキムはこの四日後の二月二〇日、四点からなる案をビカステスに提案した。1—ビカステスは大阪主教の名称をとり、大阪地方会(大阪教区会)議長職権者となる。2—マキムは東京主教の名称をとり、東京地方会(東京教区会)議長職権者となる。3—大阪地方で働く聖職・伝道師は全員大阪主教から認可状を受け、主教権能のためかれを訪問しなければならぬ。4—東京地方で働く聖職・伝道師は全員東京主教から認可状を受け、主教権能のためかれを訪問しなければならぬ。

ただし、英国人会衆（およびそのチャプレン）を超地域とする。ビカステスの在住地は議論の対象とならず、管轄権のみ関知するものとする⁽⁵⁸⁾。これは、英国人主教の在住地を問わないとの要素をのぞいて、米国の総裁主教の見解と一致したものであった。

ビカステスは翌二二日の返信で、完全な教区組織の方向性にはまだ同意できないものの、第一・第二提案は承認する用意があると応答した。これは一見ビカステスがマキム案に応じたようにもみえるが、問題がすりかわっていた。マキムは米英教会權威の認可を前提として、またビカステス・ヘア間の合意撤廃を前提として、資産交換、人員異動にこだわらない東京―米、大阪―英という管轄権問題として提案しているのにたいして、ビカステスはこの提案を変更可能な一時的なものとして、ビカステス・ヘアの覚書で調整した管轄権の線引きがまだ有効であると合意されることを前提としたりうえで、英国ミッシヨンの管轄権をとまなう東京残留を確保しようとしているからである。さらに、ビカステスは、もし大阪地方の米国ミッシヨンと東京地方の英国ミッシヨンの資産と外国人員が交換されないなら、第三・第四は容認不可能と拒否した⁽⁵⁹⁾。資産にかんしては、米国の大阪ミッシヨンが英国の東京ミッシヨンの約倍額となる一方、外国人員にかんしては、英国の東京ミッシヨンが米国の大阪ミッ

ションの約倍数となる均衡を、米国教会權威は将来の解決問題として考慮する路線を認めていたのに対し、英国人主教ビカステスは否定要素としたのである。つまり、九四（明治二七）年一月一七日の日本聖公会東京地方部第九回地方会以後、重ねてきたマキムとの折衝で、ビカステスは東京撤退の意志をしめしはしながらも、現実には決してこれを認める意思はなかったのである。

このように、第二次英米主教管轄権問題は、東京地方部を米国が、大阪地方部を英国がそれぞれ占有するという米国寄りの案と、東京分割をふくむ日本の地域分割というビカステス・ヘア間の合意を一時修正することで東京残留をはかるビカステス案と、これが認可されない場合として、英国サイドが最終的に提示する東京・大阪各地方部の二分割という三択のなかで、最初の米国寄りの案は遠のいた。

マキムは三日後の二月二四日、管轄権にかんしてはビカステスが固執するビカステス・ヘアの覚書にもとづく合意は不満足であり、英米主教がその名称をとるような英米管轄権を日本聖公会地方部と重ね合わせるための方法を見つけるまでは、覚書以前の事業の線引き（日本聖公会第三總會設定の四地方部）に戻さなければならぬと返信し、不法な東京在住と東京撤退（管轄権返上）を決して認めようとしないビカステスとの間で、いったん

交渉を打ち切った⁽⁶⁰⁾。

日本地域分割と東京・大阪市事業分割

それからほどなくして、ピカステスとマキムは、大阪在任日本人聖職信徒の意向を聞くため、一八九四(明治二七)年三月に大阪地方部臨時地方会を開催することにした。ここで、本州を「東京・横浜・京都・大阪」とする四地方部案が登場、はじめて東京地方部と大阪地方部をそれぞれ二分する案が浮上しているが、結局、日本全土を一大教区とする現状維持派が多数を制した⁽⁶¹⁾。しかし、東京・大阪各二分割はピカステス寄りの案であり、かれの意を受けた日本人による動きが感知される臨時地方会であった。

つづいて、この懸案を解決するために、日本聖公会臨時総会が九四年五月九・一〇日に開催された。そこで、ピカステスとマキムは「本道に於ける大教区組織の議案」を提示した。その内容は、東京地方部を南北に、大阪地方部を京都と大阪にそれぞれ二分するというピカステスとマキムの交渉過程での三択の最終案であった。大阪臨時地方会で退けられた議案の再登場である。これによれば、九州と北海道を合わせて、日本聖公会は四地方部から六地方部編成となるのであった。

ところで、ピカステスはこれに先立つ同年二月一七日

付書簡で、管轄権をもつ諸主教の地方部は、おそらく将来日本人自治区諸主教の地域的教区になる日本聖公会の地方部とは連続せず、重なるものではないとの「難点」に言及していたが、これはピカステス・ヘアの覚書にある、英米主教は将来日本人自治区の主教制における先駆者との言及に矛盾するものであった。またそれは、米国人主教マキムが望む、米英主教管轄権を現在の日本聖公会地方部と重ね合わせることで教区組織とするとの立場⁽⁶²⁾や、米国聖公会総裁主教ジョン・ウィリアムズの「日本の四地方部が将来の教区形成に道を開くもの」⁽⁶³⁾という米国サイドとは正反対の認識であり、英国人主教管轄地域を将来の日本人自治教区形成のために譲ることはないという、大英帝国の国教会の在日権益維持優先の表明にほかならないものであった。

この「大教区組織の議案」は、地方部を「大教区組織」と表現し、一地方部に二主教が存在する変則状況を是正したことで、マキムの主張のいくぶんかを反映したものであったが、議案内に、独立日本人主教職設置の際には教区の新設が必要と追記したことで、日本人主教区が独立設置されても、現有の英国人主教管轄区は現状維持できるとのピカステスの思惑を、より着実に反映したものであった。

しかし、今後も英国が東京を撤退しないことになるこ

の議案では、四か月足らずまえの第九回東京地方会でピカステスの協定違反となる東京在住を激しく指弾した日本人に訴えるはずもなく、議場は議論百出で大混乱となった。このため、委員を設置して修正案を作成することになった。それによると、東京・大阪の両地方部を、それぞれふたつの伝道区に分け、伝道区の区画は、東京・大阪両市のほかは原案（ピカステス・ヘアの覚書の日本分割とほぼおなじもの）にしたがい、両市にかんしては土地に区画を設けずミッションの事業によって区分すること、マキムを東京地方会の議長、ピカステスを大阪地方会の議長にするというもので、結局これが可決されることになった。それは、東京と大阪の両市のみは、排他的「地域」分割ではなく、排他的「事業」分割にするというものであった。それでもこれにより、ピカステスにすれば、日本人と米国サイドから非難の対象となっていた協定違反となる東京在住にもとづく、みずからの東京撤退（管轄権返上）を阻止することに成功した。この臨時総会後の父親宛書簡のなかで、ピカステスは「すべてはすぐれて非常にうまくいきました」と報告している⁸⁴⁾。

在日米国ミッションの譲歩

では、マキムはなぜこの英国寄りの解決案に譲歩したのであろう。臨時総会直後の一八九四（明治二七）年五

月一日の書簡で、マキムはその理由を本国に説明している。それによると、日本人は東京も大阪も、ちかい将来は日本人教区になることを期待しており、それを妨げるようないかなる分割も決定的に嫌がっていたが、ピカステスと英国ミッションは英国関連のおおきな利権のため、東京を完全に米国ミッションに引き渡すことに反対したと伝え、七年まえであれば東京は完全に米国ミッションが獲得したであろうが、現在は不可能であり、七年まえに英国人主教と英国ミッションがほとんど反対を受けずに東京に入り、つぎつぎに貴重な資産を購入したため、それらはおおきな不満と悪感情なしには、かれらから取り上げられないものであると指摘し、可決された修正案はぎこちなく、改善されていないようであるが、現在の難問を調和的に解決し得る最善のものであり、正当な権威の承認を条件に、これを受容すると報告した⁸⁵⁾。さらに、マキムは次のような補足説明によってこの妥協案を本国が受け入れるよう要請している。この臨時総会可決の分割修正案は、東京には地域区画をもうけず、米国人主教の単独管轄下にはいる京都地方に、丹後と丹波があらたにあたえられ、従来は米英二主教が交互に着座していた東京地方会の議長は米国人主教が保持すること、ピカステス・ヘアの合意とは異なっており、米国人主教は東京市共有管轄権および東京から青森までの単

独管轄権、大阪市共有管轄権および京都を中心とする新地方部の単独管轄権をもつことになり、日本の総人口四〇〇〇万のうち一七〇〇万の魂が米国人主教にあたえられることになる。と報告し、地域分割をしめた日本地図を同封して、本州四分割・日本六分割に対する本国の理解をもとめた。マキムは在日宣教師数で英米間の割合が五対一であるという劣勢に立たされている米国が地域にかんする不満をこぼさないほうがよいと言明しながら、六管轄権の英米間の割合が四対二になる成果を暗示した⁽⁶⁵⁾。

米国聖公会の対応と東京・大阪各地域分割

しかし、米国聖公会内外伝道協会監督局 (Board of Managers of the DFMS of the PECUSA: 一八八五年に国内・外国両委員会を統廃合) の一八九四 (明治二七) 年五月八日の決議は、東京、大阪、京都を米国聖公会の日本管轄地として保持するとの非現実的な判断を示した。これは、マキムが受容した東京、大阪二分をふくむ日本の地域分割 (東京・大阪は事業分割) という日本聖公会臨時総会可決の分割修正案が届く直前の決議であったものの、これを受信したマキムは、東京と大阪在住の英国人宣教師数は米国人宣教師以上であり、日本の三大都市で米国が完全な管轄権を要求することは決して受け

入れられない要望であると返信した⁽⁶⁷⁾。

これとは対照的に、英国教会は既得していた熊本 (九州) と函館 (北海道) 地方部、またあらたに獲得した大阪「伝道区」にぞくぞくと主教を着任させ、英国主教管轄権にもとづく日本における基盤を確固なものにしていった。九四年三月には熊本地方部主教に在日 C M S 宣教師ヘンリー・エヴィントン (Henry Evington) を聖別、南東京伝道区にはピカステスが着座、大阪伝道区主教にはウィリアム・オードレー (William Awdry) を任命、九六 (明治二九) 年六月には北海道地方部主教に在日 C M S 宣教師 P・K・ファインソン (Philip Kemball Fyson) を任命することで、九六年までに、日本聖公会の六地方部のうち米国サイドの二地方部をのぞく四地方部すべてに主教を迅速に着任させたのである。

他方、米国サイドは、一九世紀中は北東京地方部にマキムがそのまま着任していただけであった。それどころか、九四年五月の日本聖公会臨時総会で米国聖公会管轄地として設置された京都地方部を、翌九五 (明治二八) 年一〇月の米国聖公会総会は単独主教管轄区としてみなすことを否認し、同地方部主教候補も否決されてしまい、単独主教管轄区としての京都地方部は次回三年後の九八 (明治三一) 年の総会まで本国から承認すらされなかった⁽⁶⁸⁾。これは、九四年の日本聖公会臨時総会可決の修正

分割案が、米国にとって、不法な英国の東京進出を認めることになるという、より不利な譲歩を強いられる内容と認識されていたからにはほかならない。

そして、日本聖公会臨時総会の二年後の九六年の第五総会は、伝道区画の変更と伝道区組織廃止を確定して⁽⁶⁹⁾、事業上の分割としていた東京・大阪両市は、ふたたび地域分割へと戻ることになった。記述した九四年一月の東京地方部第九回東京地方会の第九号修正議案第二項の英国サイドに有利にはたらく少数派の逆転否決とおなじく、この第五総会も、少数派逆転可決という、少数派が多数派を制する不可解な決定であった⁽⁷⁰⁾。ただ、日本人の総意が多数派という情勢のなかで、英国系日本人聖職が少数派議案サイドの英国ミッションのために動いたであろうことは、それまでの経緯からも推量可能である。

問題再燃と英国教会の沈黙

聖公会の米英主教管轄権問題は、一八五三（嘉永六）年―一五九（安政六）年の中国を嚆矢として、アフリカ、日本（二度）と経験されてきたが、九七（明治三〇）年になると、中国でこの問題が再浮上した。そのため、同年開催の第四回ランベス会議は、この上海の主教管轄権問題にかんして三原則を決議し⁽⁷¹⁾、さらにこれを第二四・二五項にまとめた決議が採択された⁽⁷²⁾。

そうしたなか、このランベス会議直後の九七年八月五日、在日英国人主教で南東京地方部主教のビカステスが逝去した。米国サイドは、これを契機に、また、ランベス会議の上海管轄権問題が外国伝道一般に適用されたことを理由に、日本にかんしても再度この問題を浮上させようとの動きを見せる。マキムは、ビカステスの後任とその管轄権にかんし再考をうながす目的で、大阪地方部の英国人主教オードレーを同行して、カンタベリー大主教と議論する予定を本国に伝えた⁽⁷³⁾。

第四回ランベス会議で採択されていたのは、「おなじ場所で二名の聖公会主教が管轄権を行使しないこと、各主教は教区会や地方会において、この原則を法規や決議をなすことで総会の合意を得るよう努力すること」「過去に不注意によって侵害された権利は、そのような不注意から生じた悪を可能な限り正すとの見識をもって、当事者間の平和的協定のために、関連する立場にある各主教の調整がなされること」という決議であった。これを、マキムとその諮問委員会（在日宣教師常置委員会）はオードレーに想起させ、主教空位の南東京地方部の定期地方会が近づいているため、東京・大阪両市の「変則」状況を調整する会議を提起したのである⁽⁷⁴⁾。米国サイドとしては、第二次英米主教管轄権問題における東京―米国、大阪―英国という三択の最初の案を再稼働させようとし

たのであった⁽⁷⁵⁾。

だが、これは英国サイドが意欲的に応じなければ前進しない問題であった。そして、カンタベリー大主教が大坂地方部主教オードレーを、ピカステスの後任として空位の南東京地方部主教に転任させたことで、東京での英国の権益を米国に譲渡する意志がないことがあきらかとなり、第二次日本伝道管轄権問題は再開されることなく終わった。

このため、在日米国聖公会宣教師会議は、京都の管轄区を創設して日本聖公会が設置した地方会を認め、その京都地方部に主教を選出することを本国に求めた⁽⁷⁶⁾。九八(明治三一)年の米国聖公会はこれを容認し、京都地方部主教にシドニー・C・パートリッジ(Sidney Catlin Partridge)を選出⁽⁷⁷⁾、パートリッジは一九〇〇(明治三三)年二月に主教接手を受け京都に着任した。ここに、ようやく日本聖公会六地方部は、四地方部に英国人主教、二地方部に米国人主教が着任することになった。

英国の東京撤退と米国の大阪撤退による米国サイドの東京単独管轄権の実現への期待を捨てきれずに、日本聖公会が設置した米国側の二地方部を、米国聖公会の二伝道主教管轄区とはせず、東京伝道管轄内の二区分と解釈してきた米国聖公会が、日本聖公会の現行地方部と米国聖公会の管轄権をともなう伝道教区とを重複させたこと

によって、第二次英米主教管轄権問題は事実上終了した。

第二次英米主教管轄権問題の半恒久的決着 ―負の遺産―

英国人の地方部主教着任は、日本における英国占有地域の迅速な獲得が、英米主教管轄権問題を英国サイドに有利な展開に導くとの認識からであり、地方部と管轄権を重ねることを望む日本人の意向に応じたものではなかったにもかかわらず(というより日本人の独立主教区は新しくは設立するものであり、英国の管轄区の譲渡によるものではないと英国人主教ピカステスは暗示していた)、外見は日本人の意向に沿うように映ったのに対し、米国サイドは、英米主教管轄権問題での米国側の犠牲を憂慮して、日本聖公会が設置した米国側の二地方部に、英国のように迅速に二主教を着任させられなかったため、日本人の意思を軽視していると誤解されかねなかったことは、この問題をより複雑にしていた。むしろ、もともと日本聖公会地方部を外国人主教管轄区と重ねるべきとの立場を、英国側に再三はたらきかけてきた米国サイドのほうが、将来独立する日本人主教区に米国の管轄区を譲渡することを暗示していたのである⁽⁷⁸⁾。

だが、英国ミッション傘下の日本人聖職が日本聖公会の東京地方会や総会で英国サイドの利害のために行動してきたように、日本人は、ピカステスが将来独立する日

本人主教区のために現有する英国人主教管轄権を譲渡するつもりがないとの意図を見抜くことはできなかった。ピカステスは一八八六（明治一九）年の来日直後のウィリアムズとの現地調整で、英国人主教の東京在住要望は取り上げていたものの、東京における英米協働教育事業という美名をつかうことで東京在住の英国人聖職の管轄権をなんとかウィリアムズに陳情して得ることによって、東京在住の英国人聖職管理下の日本人聖職信徒が、将来東京在住の米国人主教に管理されることをいっそう嫌うようになるであろうとの目論見を計算できたが、まさしくそれが奏効したのである。

ピカステスの強引な教会行政は英国サイドに多大な権益をもたらしたが、その在日英国ミッションの勢いは、かれの死とともに失速する。一九〇九（明治四二）年から一五年間SPGは英国から宣教師を一人も派遣せず、ピカステスが設立した聖アンデレ伝道団の活動も一九二一（大正一〇）年には終結した⁽⁷⁹⁾。二四（大正一三）年になると、カンタベリー大主教ランダル・デイヴィッドソン (Randall Thomas Davidson) は対日宣教活動維持の可否をめぐる、ロンドン主教アーサー・ナイト (Arthur Knight) を調査のために日本に派遣したほどであった⁽⁸⁰⁾。活動維持を提言するナイトの調査報告書により、神戸と北海道の地方部にSPGとCMSから英国

人主教が任命されたことで、なんとか英国ミッションの対日宣教の危機は回避されたのである。一九二三（大正一二）年に全聖公会で世界最初の事例となる独立管轄権をもつ現地人（日本人）主教が、日本聖公会の東京教区・大阪教区主教として誕生するが、ふたりとも米国ミッション系の日本人であったことは奇遇ではなかった。

いづれにせよ、第二次英米主教管轄権問題の決着によって、聖公会系ミッションの海外伝道地としての日本全土は、英米いづれかのミッション占有地となり、英米主教いづれかの管轄権に帰属することになった。これにより日本人の教会自治権は喪失したのである。九六（明治二九）年の日本聖公会第五総会から二二年後の一九一八（大正七）年においてさえ、同派の日本人機関誌『基督教週報』は巻頭でこう断じている。

東京・大阪のような「二地方混合の情態はミッションが残した罪である」。「今日何々地方監督（主教―括弧内筆者）と云ふと雖ども実は日本聖公会の監督ではない。外国の監督が日本聖公会を支配しているのである」⁽⁸¹⁾。

この日本聖公会における英米分割の歴史と伝統は、現代の日本聖公会諸教区の制度と慣習のなかに、負の遺産として踏襲されている。それゆえ、いかに近接した諸教区の統合が叫ばれようとも、それがいまだもってほとんど実現不可能なほどに、分割の傷跡は深く浸透し

ているのである。

日本人国内自主伝道権の喪失

第一次英米主教管轄権問題が決着して、初代英国人主教プールが来日した直後の一八八三（明治一六）年、秦呑舟ら数人の聖公会系日本人有志は、日本人による独立伝道団の組織を発議した。翌年春には東京市内六教会の信徒有志により「大日本伝道会社」が結成され、さらに「日本監督教会伝道会社」の成立決議をして飯田栄二郎を武州松山町に派遣、日本人による自主的な国内伝道が開始されていた⁽⁸²⁾。

この日本人伝道組織は、八七（明治二〇）年に米英三ミッションが合同して日本聖公会が設立されると「日本聖公会伝道会社」と改称された。そして、日本聖公会創立総会で制定された東京、大阪、熊本（九州）、函館（北海道）の四地方部は、それぞれ日本聖公会伝道会社の地方伝道委員を選出し、その委員は伝道会社の中央本部に地方部内の献金を集めて送金し、本部はその地方部出金額に応じた給与を地方伝道委員に支払うという仕組みとした⁽⁸³⁾が、本部委員は日本人と外国人を同数とし、本部には地方部納付金以外に、米國聖公会ミッションとSPGから多額の補助金が納入され⁽⁸⁴⁾、自給自治による日本人伝道ではなくなっていた。ただ、伝道地に関して

は各地方部内へ伝道会社任命の日本人伝道師が派遣され、米英ミッションの旧伝道地や新伝道地が開拓された⁽⁸⁵⁾。

九一（明治二四）年の日本聖公会第三総会になると、CMSも日本聖公会伝道会社に補助金を拠出しはじめるが、伝道師は伝道会社でなくCMSが任命派遣し、CMS宣教師の指揮を受けることが条件とされた⁽⁸⁶⁾。日本人の自主的伝道はこうして後退していく。また第三総会では「日本聖公会伝道会社拡張案」として、各地方部の外国人宣教師担当の伝道地を日本聖公会伝道会社の帰属とし、米英ミッション支出の伝道費は、宣教師の経費以外は、すべて日本人伝道師のために日本聖公会伝道会社に寄付することなどをとめた第四一議案が提出されたが、宣教師の反対がつよく否決された⁽⁸⁷⁾。

そして、日本聖公会伝道会社は九六（明治二九）年四月の第五総会で日本聖公会伝道局と改称される。だが、変更されたのは名称だけではなかった。第五総会では第二次英米主教管轄権問題が日本全土を英米いずれかのミッション管轄下におく排他的「地域」分轄によって決着したため、それによって日本聖公会伝道会社の伝道地はすべて消失することになったのである。米國ミッション管轄下の京都地方部に、あらたに丹後と丹波の伝道地が日本聖公会伝道会社から移管されたように、日本人が伝道地と伝道師を選び、日本の国内を自主的に伝道する権利

は失われた。そのため、日本聖公会伝道局の伝道地は、外国人主教が管轄権をもつ日本の「地方部伝道区外」つまり「新領地又は海外」とされ⁽⁸⁸⁾、日清戦争で日本が植民地として奪取した「新領土」台湾とされたのであった。日本伝道地は英米教会によって植民地化されたのである。

概 括

日本における伝道地抗争の事例は各教派にみられる。そのなかでも、その影響により、もっとも負の遺産を背負うことになったのが日本聖公会であった。

明治日本のプロテスタント四大教派を概観すると、長老・改革系教派 (Presbyterian Church in the USA (North), Reformed Church in America (Dutch), United Presbyterian Church of Scotland, etc.) の日本人教会である日本基督一致教会 (日本基督教会の前身) と、アメリカン・ボード (American Board of Commissioners for Foreign Missions) 後援の日本組合基督教会 (日本基督伝道会社の後身) は、ともに母国ミッションからの分離型⁽⁸⁹⁾もしくは独立志向といわれ、この二派で日本のプロテスタントの六割ちかくを占めていた⁽⁹⁰⁾が、明治初期には前者が関東圏、後者が関西圏という伝道地をめぐる暗黙の紳士協定があった。もともと、一八一〇 (文化七) 年にアメリカン・ボードが成立したとき、会

衆派 (組合派) ・長老派・改革派は同一組織内にあり⁽⁹¹⁾、教義や組織制度に類似点があったこともあり、幕末に日本伝道が開始されたときはそれぞれ別教派として競合関係にあったにもかかわらず、当初は、一八七一 (明治五年) の第一回在日プロテスタント宣教師会議開催や、一八七〇年代の関東と関西の公会の合同問題などにみられるように、日本の伝道のために協調していた。ところが、一八八五 (明治一八) 年に一致教会が高知伝道に着手すると、伝道地をめぐる抗争が両者間で全国各地に飛び火する⁽⁹²⁾。八六 (明治一九) ー九〇 (明治二三) 年にかけて、一致・組合の両教会は合同運動を展開したが、合同教会は実現しなかった。

一致・組合両教会の合同運動に刺激されて八七 (明治二〇) 年に成立したのが、米・英・三ミッションの後援で、包括型⁽⁹³⁾もしくは外国ミッション依存志向といわれる日本聖公会である。日本聖公会は組織成立後も外国諸主教が統括した日本人教会であり、管轄権をともなう現地人教会の誕生は、三八年後の一九三三 (大正二二) 年であった (それでも全聖公会としては世界最速であった)。おなじ包括型の日本メソヂスト教会の設立は、日本聖公会成立から二〇年後の一九〇七 (明治四〇) 年であるが、組織成立と同時に日本人監督が誕生している。メソヂスト系の米国南北・カナダの三ミッション (Methodist

Episcopal Church, Wesleyan Methodist Church of Canada (1884 - Methodist Church), Methodist Episcopal Church, South) 間では、伝道地抗争よりも、日本人教会設立に向けての監督制採用をめぐる対立問題が最大の難関であった⁽⁹⁴⁾。

このように、四大プロテスタント諸派間の教派競合が展開されるなか、類似教派や同系教派の外国ミッション間でも、協働と競合の錯綜した諸相がみられた。そして、競合現象が顕著な伝道地抗争は、一致・組合教会の事例のように日本人のなかに教派意識をつよく浸透させるひとつの契機にもなっていたのである。

ローマ・カトリック教会では、一八二七（文政一〇）年と一八三六（天保七）年を発端とする委託制というローマの法的制度が、一九世紀後半の海外布教の一般慣行であった。それによると、布教地は明確な境界をもつ教区や管区に区分され、それぞれ特定の宣教会や修道会が独占、その宣教会員や修道会士のみが布教活動をし、知牧も代牧もかれらのなかからえらばれた。各布教地は、特定宣教会の「宗教的植民地」として理解され、領域的分権制が展開した。現地人宣教師が誕生しても、かれらはキリスト教国から渡来した優位な特権をもつヨーロッパ人宣教師の補佐を要請される下位聖職者とみなされたのである⁽⁹⁵⁾。ただ、明治期の日本布教はパリ外国宣教会

(Societe des Mission Etrangeres de Paris) 単独でおこなわれ、教皇のような教会最高権威が中央に存在していたから、日本伝道地を分割しても問題は生じなかった⁽⁹⁶⁾。だが、聖公会系ミッションのように同系教派でも異なる複数のミッションや、米英という異国間で同等の権威をもつミッションでは、おなじ伝道地をめぐる競合現象が頻発することになったのである⁽⁹⁷⁾。その代償が、日本人主教管轄教区設立の遅延⁽⁹⁸⁾と、それにとまなう日本人伝道機関の国内伝道権限の喪失であった。

分離・独立型の日本基督教会や日本組合基督教会が、日清・日露戦争での国家主義興隆を背にして自給教会を増加させ、日本人伝道機関の経済的独立や自主権を確立していったのに対して、英米聖公会ミッションによって分割され、日本人の教会自治権と国内自主伝道権を失ったまま停滞した包括・依存型の日本聖公会の日本伝道地は、英米教会によって宗教的植民地と化した。

そして、日本国内の伝道自主権が在日外国人地方部主任に帰属する日本聖公会の伝道局の伝道対象地は、日清戦争で日本の「新領土」となった台湾と定められた。こうして、自国内の自主伝道権を奪われた日本人によって、植民地伝道は東アジアの隣国に輸出されたのである。

※本稿は、『日本研究』第三〇集（国際日本文化研究センター

紀要(一〇〇五年)、『シックスン・ネットワークと大英帝國』(甲南大学総合研究所叢書八四(二〇〇六年)に掲載されたものを改稿したものである。

註

- (1) John S. Burton to Channing Moore Williams, 3 October 1877: ウェリントン主教文書Ⅱ-B\59\47 日本語訳文(京都府立総合資料館蔵(以下、資料館))。
- (2) Williams to George Thurston Bedell, copied, 26 July 1879, Tokyo: Williams to Henry W. Tucker, copied, 26 July 1879, in the Archives of the Episcopal Church (hereafter cited as AEC); Japan Records 1859-1943, Group 71 (hereafter cited as JR), Box 23
- (3) Reply of the Standing Committee of the Society for the Propagation of the Gospel to the Archbishop of Canterbury, on proposed Japan Bishopric, April 7, 1881, Society for the Propagation of the Gospel in foreign parts, R. Clay, Sons and Taylor, London (hereafter cited as Reply)
- (4) Ibid.
- (5) Ibid.
- (6) Ibid.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.: Minutes of the Foreign Committee, 13 May 1879, AEC: Domestic and Foreign Missionary Society (hereafter cited as DFMS- Minutes; Foreign Committee Minutes Book 1822-1885,
- Group 41 (hereafter cited as Minutes), Book 4
- (9) Williams to Tucker, op.cit.
- (10) Williams to Joshua Kimber, 26 July 1879, Tokio, JR, Box 23, AEC
- (11) Williams to Bedell, op. cit.; Williams, 4 October 1880, Tokio, JR, Box 23, AEC
- (12) Williams to Bedell, op. cit.
- (13) Bedell to Tucker, copied, 29 September 1879, Ohio, JR, Box 23
- (14) Reply, op. cit.
- (15) Eugene Stock, *History of the CMS, Its Environment, Its Men and Its Work*, vol.III, CMS, Salisbury Square, London, 1899, p. 591; Kimber to Williams, 14 July 1881, NY: ハーントウキ社蔵文書Ⅱ-B\91\57 資料館
- (16) A. C. Tait to Tucker, 21 March 1881, "Memorandum", SPG in foreign parts, op. cit.
- (17) Reply, op. cit.
- (18) Fred E. Wigram to Tait, 14 July 1881: 藤田野『日本語訳文(浪文)』第2巻(1881) 一八七八頁。大田一六五頁(以下同)。
- (19) Williams, Report for 1880-81, Spirit of Missions (hereafter cited as SM), p.528
- (20) 藤田野『浪文』大田 一六五頁。
- (21) Minutes, 13 September 1881, op. cit.
- (22) Bedell to Kimber, 29 September 1879, Ohio, JR, Box 23; Proceedings of the Board of Managers, 14 October 1879, AEC; DFMS- Minutes; Board of Managers / Board of Missions (her-

- earer cited as Proceedings, 1877-1918), Book 59
- 42 Minutes, 11 April 1882, Book 48
- 43 Minutes, 9 May 1882, Book 48
- 44 Williams, 12 June 1882, JR, Box 23, AEC
- 45 Minutes, 10 October 1882, Book 49, AEC
- 46 Ibid.
- 47 Wigram to Kimber, 29 November 1882, CMS Salisbury Square: カペーントキキ生禁文書一四〇〇〇〇、頁七三、資料室。
- 48 Minutes, 9 January 1883, Book 49
- 49 SM, 1883, pp.409-411
- 50 Arthur W. Pool, 18 January 1884, "The Church of England in Japan", Kobe
- 51 Williams to Bedell, 21 June 1886, JR, Box 24, AEC: *Two Hundred Years of the SPG, An Historical Account of SPG in foreign parts 1701-1900*, ed., C.F. Pascoe, 1901, London, p.720
- 52 *Two Hundred Years of the SPG*, ibid.
- 53 Williams to Kimber, 28 August 1885, Tokio, JR, Box 24
- 54 Williams to Bedell, 21 June 1886, op. cit.
- 55 Edward Bickersteth to Williams, 29 May 1886, Box 24
- 56 Williams to Bedell, 21 June 1886, op. cit.
- 57 Ibid.
- 58 Ibid.
- 59 Williams/Bickersteth, "To the Rt. Rev. the Bishop of the Anglican Communion", Tokyo, Japan, St. James Day, 1886: カペーントキキ生禁文書二一A、頁三〇、資料室。SM, 1886, pp.404-407
- 60 『第一回日本聖公会東京部 地方会議事録』明治一〇年九月一三日。

- 61 名取多嘉男「近代日本と宣教師たち」『英国の心棒』聖公会出版一九八八年。
- 62 Lambeth Palace Library (hereafter cited as LPL), Archbishop Edward White Benson Papers, vol.65, Bickersteth to Benson, 26 August 1887. Memorandum on the formation of an Ecclesiastical Province in China and Japan: カペーントキキ生禁文書一四〇〇〇〇、頁五、都築中七、一九四五年。『日英交流史一六〇〇—二〇〇〇』五、都築中七、コーマン・タニエリス、草光俊男編、東京大学出版会、二〇〇一年、三二三頁参照。
- 63 前掲『聖公会探訪記(三)(八)再び総会と神の指導—ウィリアムズ、ヒカスネス両監督の記録—』『基督教週報』七二巻五号、一九三六年四月三日。塚田理『日本聖公会の形成と課題』前掲書、八三頁。この戦前・戦後の日本聖公会史家・論者らによるヒカスネス偏向の美化は、英国・戦後の日本聖公会史家・論者らによるヒカスネス偏向の美化の不当な過小評価に連動した。詳しくは、大江滿『宣教師ウィリアムズの伝道と生涯—幕末・明治米國聖公会の軌跡—』刀水書房、二〇〇〇年、五三三—五三六頁、五四五—五四六頁、五六九—五七〇頁を参照。
- 64 William Tatlock to William S. Langford, 4 February 1891, NY, カペーントキキ生禁文書二一B、頁三〇、資料室。
- 65 "Memorandum", William Hobart Hare and Edward Bickersteth, July 1891, Nikko, Japan: カペーントキキ生禁文書二一B、頁四三、資料室。
- 66 若佐琢藏「英米両派の伝道区分画に就て」『公会月報』一号、明治二四年八月五日、二四—二五頁。
- 67 『日本聖公会東京部第九回地方会議事録』明治二七年一月、東

京都地方分、二二三頁。

- ④ John Mckim to Langford, 22 January 1894, Tokyo, JR, Box 11, ABC
- ⑤ 『日本聖公会第三総会議決録』明治三十二年四月。
- ⑥ 『日本聖公会第三総会議決録』明治三十四年四月。
- ⑦ Mckim to Langford, op. cit.
- ⑧ Ibid.
- ⑨ John Williams to Langford, 23 February 1894, Middletown, JR, Box 11; John Williams to Langford, 5 March 1894, Middletown, JR, Box 11
- ⑩ Mckim to John Williams, 9 February 1894, JR, Box 11
- ⑪ Bickersteth to Mckim, copied, 17 February 1894, Azabu, JR, Box 11
- ⑫ Mckim to Bickersteth, copied, 20 February 1894, Tsukiji, JR, Box 11
- ⑬ Bickersteth to Mckim, copied, 21 February 1894, Tokyo, JR, Box 11
- ⑭ Mckim to Bickersteth, copied, 24 February 1894, Tokyo, JR, Box 11
- ⑮ 『日本聖公会百年史』日本聖公会歴史編纂委員会編、一九五九年、一四一頁。
- ⑯ Mckim to Bickersteth, copied, 24 February 1894, op. cit.
- ⑰ John Williams to Langford, 23 February 1894, op. cit.
- ⑱ Samuel Bickersteth, *Life and Letters of Edward Bickersteth, Bishop of South Tokyo*, John Murray, Albemarle Street, London,

1905, p.366

- ⑲ Mckim to Langford, 11 May 1894, Tokyo, JR, Box 11
- ⑳ Mckim to Langford, 4 June 1894, Tokyo, JR, Box 11
- ㉑ Ibid.
- ㉒ SM,1898, p.476
- ㉓ 『日本聖公会第五総会議決録』明治十九年四月。
- ㉔ 『日本聖公会東京北部伝道区会議決録』（『教界評論』四九号付録）明治十九年一月、三頁。「日本聖公会第五総会議事要録」「教界評論」明治十九年四月、四六頁。
- ㉕ "Report of the Committee on Foreign Missions on the Lannbeth Conference", SM,1897, p.559
- ㉖ SM,1897, p.614
- ㉗ Mckim to Kimber, 20 August 1897, Geneva, JR, Box 13
- ㉘ Standing Committee to Mckim (no date) received at US through Mckim, 10 February 1898, JR, Box 13
- ㉙ Proceedings, 8 March 1898, Book 74
- ㉚ Mckim to Kimber, 11 May 1898, Tokyo, JR, Box 13
- ㉛ Journal of General Convention of the PECUSA 1901, pp.380-383
- ㉜ 一九〇一年の日本聖公会第七総会をめぐって、議長の米国人主教ジョン・マキムは、もし日本人主教が選出されたら、外国人主教はどのようなかたちで質問に対し、日本人主教区として組織された領域から外国人主教は撤退するだろうと返答している。また、一人の日本人主教が日本全国の自給教会に管轄権をまかすことを許されるかどうかについて、外国人主教の意見を問われたマキムは、すぐに答えることは難しい質問だが、マキムがなす限り、それは可能であると返答している。

(*Spirit of Missions*, July, 1902, pp.499-500)。大阪地方部の英国人主教H・G・フォスも、同地方部において自給を条件とした日本人主教が選出された場合は、自ら辞任することを表明し、九州地方部の英国人主教ヘンリー・エヴィントンも、同地方部において日本人主教が選出された場合は、自ら辞任の意思を表明しており、『日本聖公会第七総会議事抄録』明治三五年、三〇頁)、『ヒカステス世界から五年後の一九〇二年の時点になると、英国ミッシン系在日主教も日本人主教選出への理解を表明しはじめている。

- 79) LPL, Archbishop Randall Thomas Davidson Papers, vol.394. Memorandum from SPG (Bishop H. H. Montgomery) after a long talk with Mr. J.H. Oldham, 12 June 1924. <www.msn.com> アイオン、前掲書、三三九頁。
- 80) アイオン、前掲書、三三九頁。
- 81) 『基督教週報』三七卷二六号(九五六号)、大正七年八月三三日。
- 82) 『日本聖公会百年史』九四―九五頁。
- 83) 『本部委員会議事録』明治二〇年二月二〇日。『日本聖公会第二総会議決録』一一―四頁。
- 84) 『日本聖公会第二総会議事録』一五一―一八頁。
- 85) 同右、一九一―二八頁。
- 86) 『日本聖公会第三総会議決録』三六一―三三七頁。
- 87) 同右、一〇三―一〇四頁。
- 88) 『日本聖公会第五総会議決録』明治一九年四月、八頁。
- 89) 澤田泰伸「日本メソヂスト教会史」、『日本プロテスタント諸教派史の研究』同志社大学人文科学研究所編、教文館、一九九七年、一五四頁。
- 90) 海老沢有道・大内三郎『日本キリスト教史』日本基督教団出版局、

一九七〇年、四六一頁。

- 91) 吉田亮「一八七〇年代の教会合同問題とアメリカ宣教師」、前掲『日本プロテスタント諸教派史の研究』二七―頁。
- 92) 本井康博「新島襄の教派意識―致教会との協調と確執―」、同右、三七五―三八二頁。
- 93) 澤田泰伸、前掲論文、一五四頁。
- 94) 同右、一六四―一八六頁。
- 95) 『キリスト教史一〇』J・T・エリスほか、上智大学中世思想研究所編訳・監修、平凡社、一九九七年、四一九―四二〇頁。
- 96) 明治期の日本布教は、バリエーションが豊富だったが、明治期の唯一の例外は、一九〇四(明治三七)年一月に、四国全島がピウス十世の命によって大阪司教区から独立して、スペインのドミニコ会所属の宣教師に委ねられた知牧区のみである(尾原悟「大正・昭和の日本のカトリック教会」前掲『キリスト教史一〇』五一―四一五―五頁、五三三頁)。
- 97) 大航海時代に日本のキリスト布教を独占したのは、布教保護権にもとづき東インドを勢力圏としたポルトガル派遣のイエズス会であった。だが、日本イエズス会内部にあって、じつさいに布教政策を立案して教界を管理、運営し、統率していく枢要の地位にいたたのは、じつは、おもにイタリア人であり、次いでスペイン人であったことから、ポルトガル人宣教師とのあいだに確執が生じていた(高瀬弘一郎「キリスト宣教師の祖国意識」、『大航海時代叢書X 月報11 ロドリゲス 日本教会史』一九七〇年三月、岩波書店、一―四頁)。明治中期に米英聖公会三ミッションによって日本聖公会が設立されたのちも、ミッションと宣教師の数で米国系に優る英国系にたいして、最初に渡来し、日本人教会の法憲法規などの組織基盤を提供したのは米国系であり、両者間の確執は消えることはなかった(拙著『宣教師ウィリア

ムズの伝道と生涯―幕末・明治米國聖公会の軌跡―』刀水書房、二〇〇〇年、四八九―五七二、七五三―七五四頁）。そればかりか、英米間で聖公会の日本伝道地を寸分なく分割したように、日本聖公会内部で両ミッション混在の協働伝道は最後まで実現しなかったのである。ポルトガル、スペイン両国の版図拡大にもなう布教保護権の制度にもとづき、ローマ・カトリック教会の日本布教がポルトガルの国家的事業として展開された大航海時代のキリシタン宣教師も、一九世紀の大英帝国をはじめとする欧米列強進出によって閉鎖した近代日本に派遣された米英聖公会宣教師も、いずれも宣教師の祖国意識というものが、日本の布教と伝道にあたえた影響は甚大なものであった。

⁹⁹⁾ 日本メソヂスト教会の日本人監督は全国組織で一人であったが、日本聖公会では各地方部の主教であり、管轄権をともなう日本人主教の条件としては、法規が定める地理上隣接する六個以上の自給教会による経済支援の保証が必要であった（『日本聖公会監督教区制定案』、『日本聖公会第九総会議決録』明治四一年四月、一三二―一四頁）。各個教会の自給も容易にすすまない外国ミッション依存型の日本聖公会諸教会にとって、全国規模の多数の教会によるのではなく、地理的に隣接する少数の教会が、自給を法規上原則とする日本人の各主教区実現のため、独立資金をととのえることは至難であった。